

介護報酬算定に係る届出 について

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出にあたっての注意事項

1. 提出書類

- ① 介護給付費算定届連絡先
- ② (別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧
- ③ (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出にあたっての注意事項

2. 提出期限等

(1) 4月から算定する場合（**現行加算**）

⇒ **全サービス：4月15日（水）**

※**処遇改善計画書や体制届も4月15日（水）**までとなります。

(2) 6月から算定する場合（**現行加算、新処遇改善加算**を含む）

⇒ **詳細が決まり次第、改めて掲載します。**

(3) 5月、7月、8月以降に算定する場合

⇒ **居宅サービス：算定月の前月15日まで** **施設サービス：算定月の1日まで**

(4) 同一法人で複数の事業所の指定を受けている場合でも、事業所（サービス）ごとに届出を提出いただきますようお願いいたします。

※以下の場合については、複数サービスを1つの届出書に記載してください。

- ・ 指定介護老人福祉施設に併設されている短期入所生活介護事業所
- ・ 介護老人保健施設、介護医療院のみなし短期入所療養介護、のみなし通所リハビリテーションおよびのみなし訪問リハビリテーション
- ・ 居宅サービスと同種類の介護予防サービス（例：訪問看護と介護予防訪問看護など）

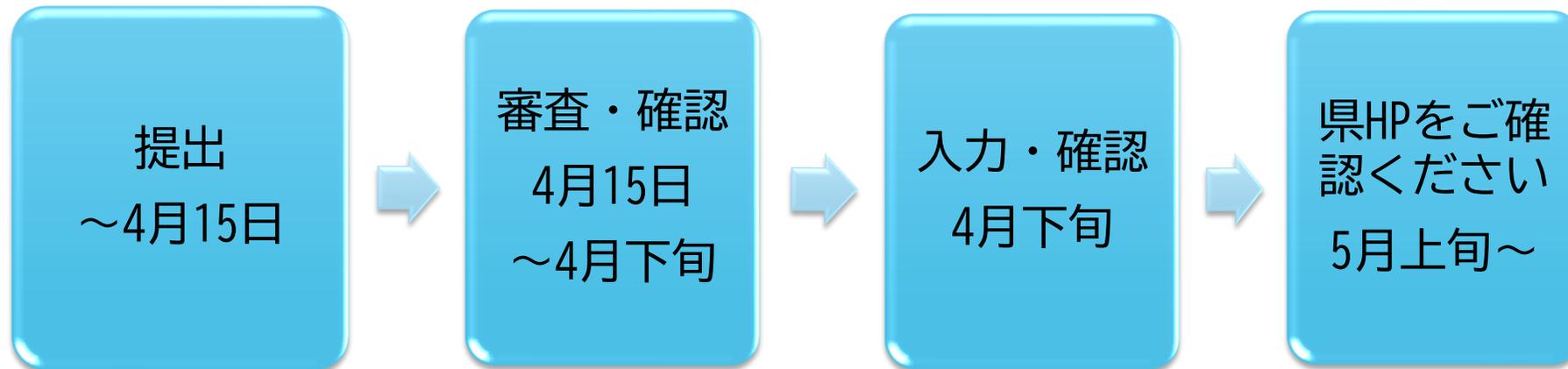
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

3. 提出方法

電子申請 <別途「電子申請・届出システム」参照のこと>

なお、申請された後、補正の指示がある場合は、電子申請システムにより差し戻しを行います。
早急にご対応いただくようお願いします。

5. 今後のおおまかなスケジュール



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

4. 電子申請確認所属（提出先）

事業所等の所在地	申請確認所属
草津市・守山市・栗東市・野洲市	滋賀県医療福祉推進課
甲賀市・湖南市	甲賀健康福祉事務所
近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町	東近江健康福祉事務所
彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	湖東健康福祉事務所
長浜市・米原市	湖北健康福祉事務所
高島市	高島健康福祉事務所

※ただし、県内（大津市内を除く）の介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護）・介護医療院
⇒**滋賀県医療福祉推進課**